

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法及びさいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項及び規則第 21 条
所 管 部 課		都市局 都心整備部 氷川参道対策室（電話：048-646-3122）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由) 氷川参道環境整備に支障とならない範囲で、さいたま市財産規則第 21 条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 4 に基づき審査を行っているため。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 3 年 3 月 31 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき 20 日（休日を除く）
	設定等年月日	平成 13 年 9 月 27 日設定 平成 30 年 4 月 1 日最終改正
備 考		